

# カナダの対中承認外交（1949-1950）

三宅 康之\*

Canada's Diplomacy of Recognizing the People's Republic of China, 1949-1950

Yasuyuki MIYAKE

**要旨：**1949年、中国共産党の全国支配が視野に入るようになり、10月1日に中華人民共和国の建国として実現した。この国際秩序の一大変化に際し、中国不承認を要請する米国と同時承認を誘う英国との狭間にあつて、国際社会で一定の影響力を有する中堅国（ミドルパワー諸国）はどのような外交を展開したのか。本稿ではこの問題の典型例として、英米双方との関係が密接なカナダの事例を取り上げて検討する。

カナダは経済的利害関係が限定的である点で米国と類似していたが、共産党政権成立という現実を受け入れて対処しようとする点で英国と類似していた。また英米以外に英連邦諸国（特にインド）の動向を重視し、北大西洋条約署名国とも連絡を随時行った。カナダ外交は英米に追随していたわけではなく、英印に続く早期承認に向けて独自に尽力したが、サンローラン首相の判断により先送りが繰り返された結果朝鮮戦争勃発を迎え、50年中の早期承認は幻に終わったのであった。

## Abstract :

When the People's Republic of China was established on October 1st 1949, the question of recognizing the new China became complicated for the non-socialist states, since the United States advocated non-recognition while the United Kingdom promoted early recognition in concert with other friendly states. How did the Middle Powers respond to this epoch-making change of the international order? With close relations with both the US and the UK, Canada is a good example for examining this issue.

While Canadian interests in China resembled to those of the US, the Canadian Government's approach to the Chinese problem was closer to UK realism rather than to US emotionalism. Besides the UK and the US, Ottawa also watched the moves of other Commonwealth governments (particularly India) closely and kept contacts with North Atlantic Treaty Signatories as needed. Indeed Canadian diplomacy was not totally dependent on the UK and/or the US. It took a unique approach to this issue and there was a chance of breakthrough. However, Prime Minister St Laurent repeatedly postponed the decision to enter into negotiation with the PRC. As a result, the Korean War broke out and early recognition of the PRC by Canada did not materialize in 1950.

キーワード：カナダ外交、同盟政治、中国承認問題

---

\*関西学院大学国際学部教授

## 1. はじめに

1949年初、中国大陸部では中国共産党の全国支配が視野に入るようになり、10月1日に中華人民共和国（以下、中国）の建国として実現した。この国際秩序の一大変化に際し、中国不承認を要請する米国と同時承認を誘う英国との狭間にあって、国際社会で一定の影響力を有する中堅国（ミドルパワー諸国）はどのような外交を展開したのか。これが本研究の中心的な問いである。

ミドルパワー諸国は英米やすでに国交を有していた中華民国からの働きかけを受ける一方、英米間の駆け引きを横目にしつつ、諸国間でも連絡・協議を重ねながら独自の中国承認外交を行っていたのであり、中国承認をめぐる非社会主義諸国の間で重層的な同盟政治が展開されたと言えよう。なかでもカナダは英米両国との関係がともに緊密であり、この問題の典型例と言える。そこで本稿では、中華人民共和国成立前後のカナダの対中承認外交を取り上げてみたい。

このテーマについては、外交官として現地で外交過程に深く関わったチェスター・ロニングの回顧録（1974）が早くから発表されていたが、その後、カナダ側の外交文書を用いた高水準の研究が蓄積されている。カナダ側の Evans and Floric 編著（1991）が通説という評価で衆目は一致する。さらに中華人民共和国成立以前の中国カナダ関係に関する Meehan（2011）、Evans によるロニングの評伝（2013）など近年の研究が有用である。中国側でも劉広太（1997）、潘興明（2009）、李瑞居（2016）などの論考が断続的に発表されてきた。

すでにこれらの先行研究も明らかにしている通り、1949年11月時点でカナダ政府は原則的に承認する方針を閣議決定しており、問題はタイミングとなっていた。ところが、その後幾度となく閣議で中国承認問題を取り上げながらも最終決定の先送りが繰り返された結果、朝鮮戦争が勃発して早期の中国承認および国交樹立は実現しなかつ

た。両国が国交を樹立したのはトルドー政権下の1970年10月13日のことである。

カナダが中国を建国直後に承認しなかった理由としては、不承認を求めるアメリカに配慮したことや、カナダの極東における利害関係が少なく、外交政策に占める極東の位置づけも低かったことが指摘されてきた。外交文書には触れられていない国内要因としても、野党とくにジョージ・ドリュエー進歩保守党党首の反対やケベック州首相モーリス・デュプレシを筆頭とするフランス系カトリック勢力の反対が挙げられている。

本稿の関心は先行研究が取り組んできた遅延の原因探しではなく、カナダ外交がいかに英米の間で行動したのかという同盟政治の問題にある。このため、史料としては、カナダ国立公文書図書館（LAC）所蔵のカナダ政府外務省文書を中心に、イギリス外務省、アメリカ国務省などを用いる。分析対象時期については、国共内戦末期の1949年から朝鮮戦争勃発までを主とする。このように、英米をはじめとする諸外国との協議などに重点を置くことで、より広い視野からカナダの対中承認外交を捉え直したい。

## 2. 中華人民共和国成立以前の 中共政権承認問題への対応

第二次世界大戦前後のカナダにとって、中国は近くて遠い国であった。数多くの宣教師や子女が両国間を往来したことで、中国情勢に関する情報は随時伝わってきた一方、カナダ国内に華僑華人は一定数居住していたものの1923年の移民法により四半世紀にわたり中国からの新規移民は受け入れられていなかった。外交面では欧米中心で、1941年末まで両国間に正式の国交はなく、外務省幹部がアジアを訪問したのは1950年1月のコロンボにおける英連邦外相会議出席（以下、コロンボ会議）が初めてであった<sup>1)</sup>。

カナダ政府は他国と同様、中華民国の首都南京に大使館を、経済都市の上海に総領事館を置いたまま、49年4月の南京陥落、5月の上海陥落を迎

1) カナダは1867年にイギリスの自治領となったが、イギリスが中国での外交・領事業務を代行した。中華民国との国交樹立は、第二次世界大戦の連合国間の関係強化という必要性に迫られたためであった。Meehan（2011）、Hilliker（1990）、Hilliker and Barry（1995）および Shyu（2008）を参照のこと。

えることとなった。中国共産党による全国的政権の樹立の可能性が高まっていくなかで、カナダ政府は中華人民共和国成立以前において、いつ頃から中国承認問題を検討し始めたのだろうか。

## 2.1 南京・上海陥落の前後

カナダ政府が中国承認問題と向き合う起点となったのは、イギリス政府からのアプローチであった。イギリス政府は外務省・英連邦省を通じて、カナダ政府と外交問題全般に関する情報共有を行っており、中国承認問題についても例外ではなかった。膨大な在華資産の維持、香港防衛の観点に立ち、イギリス政府は48年末から“Keeping a foot in the door”という方針を閣議決定し、早期承認方針を打ち出していた。ついで49年3月下旬に中国共産党との関係の在り方を検討し、中華民国中央政府の法律上の承認を継続しつつ、中国共産党の地方政権については事実上の承認を行い、在華公館の通常業務の継続を求める方針を取りまとめ、その具体策として中国共産党と香港で接触する試みを打ち出した。そしてこの方針を英連邦諸国および友好国に伝達した<sup>2)</sup>。これに対し、カナダ政府からは4月上旬に、イギリス政府の見解にほぼ合意すると返答しているとおおり、カナダ政府はイギリス同様の対応を基本方針とした<sup>3)</sup>。

4月20日に国共間の和平交渉が決裂すると、人民解放軍は長江以南に攻撃を開始し、23日には首都南京を攻略した。南京陥落前夜の4月22日、カナダ外務省本省は英米との協議を踏まえ、現地の中国共産党当局に対し大使館の存在と館員

の住所氏名を通告するように大使館に訓電した。これは事実上の承認につながる行為であったが、この時点では承認に関しては触れず、領事関係を維持することのみを目指した。南京陥落前夜のこの時点では、カナダ外務省としては、承認については「もちろん時期尚早である」と先送りにした<sup>4)</sup>。

南京の状況が安定した5月初旬から英米仏の大使による協議が重ねられ、ついで関係各国が共同行動を取る方針が欧米加豪印など主要国大使の間で合意された。ただし、英米の見解は早期に事実上の承認を与えるかという点について、イギリス大使はその用意があることを示唆したが、スチュアート米国大使は否定的であった<sup>5)</sup>。そしてスチュアート大使の進言に基づき、国務省は5月6日から(1)中国共産党に接近させ、みずからイニシアティブをとらないこと(2)共同行動が望ましいことについて、各友好国に根回しに入った。オタワでも駐加アメリカ大使の打診に対して、カナダ政府は統一戦線に強く賛意を示し、むしろ、より多くの情報共有と政策決定前の協議を望んだ。カナダ外務省はとりわけスチュアート大使の帰国決定の件のように、重要問題についての決定について事前通知・協議されていないと不満を感じていたのである(*FRUS, Vol.9, 17-18*)<sup>6)</sup>。

南京のカナダ大使館は独自の通信設備を持たなかったため、本省への暗号電報は上海の総領事館か、イギリス大使館に依頼し、ロンドンを経てオタワに送る必要があった。通信が控えられた中で、おそらく最初の報告となった5月3日付の電報(5日受理)では、将来の承認問題については

2) 米、加に対してはそれぞれ以下を参照。*FRUS, 1949, Vol.9, 11-12. Telegram, From CRO to U.K. High Commissioner in Canada, March 21, 1949, FO371/75810/F4119, TNA.* イギリス外務省は香港政庁の反対もあり実際には5月上旬に接触を取りやめた。*Telegram, From CRO to U.K. High Commissioner in Canada, May 5, 1949, FO371/75811/F6467, TNA.*

3) *Telegram, From U.K. High Commissioner in Canada to CRO, 6 April, 1949, FO371/75810/5091, TNA.* カナダの在華公館が中国共産党の支配圏に入った場合に備え、すでに支配下に置かれたイギリス外交官の経験を紹介するよう要請している。

4) *Telegram 88, SSEA to Davis (Nanking), April 22, 1949, DEA 50055-40-7, LAC.* 同電報はイギリス高等弁務官・英連邦省を経由してイギリス外務省にも共有された。

5) *Telegram from Nanking to FO, May 3, 1949, FO371/75811/F6575, TNA. Telegram from Nanking to FO, May 5, 1949, FO371/75811/F6587, TNA.*

6) 4月22日に国務省はスチュアート大使に対して「定期協議」のため、帰国を命じたが、プレス発表が先行した。*FRUS 1949, Vol.8, 682.*

イギリス大使からの報告が届くとし、自らの異動希望について述べていることが目を引く<sup>7)</sup>。カナダ大使館からの5月9日付の電報(13日受理)では、イギリス、インドの早期承認方針であるのに対し、アメリカが承認を先延ばしするであろうこと、その結果、英米の相違をカナダ政府が調整するよう求められることになるとの見通しが示された。そして、事実上にせよ法律上にせよ承認は不可避であるとの見解に同意すると述べて報告を締めくくっている<sup>8)</sup>。

5月25日付電報でデイヴィス大使は、中国共産党が取り続けている外交団の地位・特権を認めない態度について、無知、評判を落とすことへの懸念、西洋嫌悪、ソ連の影響によって動機づけられているというイギリス大使の推察と意見を異にし、中共は承認をしなければならなくなるまで待っているのであって、計算のうえでの態度と判断を示した<sup>9)</sup>。

## 2.2 カナダ政府の基本方針の策定

極東ではこうした重大な変化が生じていたものの、カナダ本国の政治的関心は6月27日に行われる連邦選挙に注がれていた<sup>10)</sup>。他方、現地からの報告を受けてオタワの外務省本省ではヒュー外務次官の下、繰り返し中国問題に関する検討会議が開催されていた。上海陥落前夜の5月21日の省内メモで、リード副次官は、事実上の承認を与える用意に入るべきとした<sup>11)</sup>。その結果が集約されたのが、6月3日付の省内メモである(DCER, Vol.15, 1767-1770)。メモでは次の3つの論点について議論が整理された。

(1) 現状での中国共産党当局との関係における大使のとるべき行動と態度

(2) 大使の将来的な移動

(3) 中国共産党政権が樹立された場合に起こりうる共産党政権の承認問題

第一点では、大使は南京に残留することとするものの、これはカナダ人とカナダの利益の保護に資するからであり、新しい支配者の承認を意味するものでは無いことを確認した。

第二の論点では、大使の帰国問題について、誰がいつどのように判断するかが検討され、大使に判断の責務を負わせず本省が判断するものとした。

第三の承認問題に関しては、事実上の承認についてスペースを割り、事実上の承認の段階でも外交使節を交換できるとの見解を示したうえで、法律上の承認は中華民国、事実上の承認は共産党政権に区分する方式を検討している。

これらのほか、中国共産党が事実上の承認を受け入れ、外交使節が派遣された場合に行われうる、中国系住民によるスパイ活動やプロパガンダ活動への懸念にも言及した。

最後に、カナダ固有の利益について中国共産党の態度を見極めたい点として、次の4つを挙げている。

(1) 借款の返済、とくに非軍事用途分についての再交渉

(2) カナダ国内での造船に関する民生(Ming Sung)工業会社に対する融資の返済

(3) カナダ人宣教師の待遇とその財産の取り扱い

(4) カナダの貿易と商業的利益全般

全体の締めくくりとして、法律上の承認について検討することは全国政権が樹立されるまでは時期尚早と結論づけられた。

この文書で整理された論点に即して、6月20

7) Telegram 106, Davis (Nanking) to SSEA, May 3, 1949, DEA 50055-B-40-1, LAC. 5月6日付電報はロンドンの英連邦省を経由して10日にカナダ外務省に届けられた。

8) Telegram 108, Davis (Nanking) to SSEA, May 9, 1949, DEA 50055-B-40-1, LAC. 5月12日付のイギリス大使の報告によると、デイヴィス駐華大使は、承認の必要性、英米の調停の必要性のほか、米国防総省は台湾に執着して承認を遅らせるかもしれないが、国務省の態度は最終的には現実的になる、という見立てを示した。Telegram from Nanking to FO, May 12, 1949, FO371/7581/F6968, TNA.

9) Telegram 110, Davis (Nanking) to SSEA, May 25, 1949, DEA 50055-B-40-1, LAC. Telegram from Nanking to FO, May 21, 1949, FO371/7581/F7514, TNA.

10) 下院議会選挙で与党自由党が勝利し、サンローランが政権を維持した。中国早期承認に反対する野党を進歩保守党は議席を減らした。

11) Memorandum for the Legal Adviser, May 21, 1949, DEA 50055-B-40-1, LAC.

日には、中国人の入国問題について検討に着手するなど、外務省は措置を打ち出していった（*DCER, Vol.15, 1771-1773*）。

同文書で取り上げられた3つの論点について、南京においてはどのように反映されたのだろうか。第一の中国共産党当局との関係について、6月9日付の電報（11日着）が伝えるように、中国語に堪能なロニングが南京外事処当局と外交団の間の連絡要員として活躍していた。ロニングは南京外事処当局に対し外交特権を認めるよう交渉を重ねていた。とくに暗号情報の送受信が問題となっており、大使館によっては送受信が拒否されれば残留する意味が無いため帰国すると強硬な姿勢を示していた。7日の協議では南京当局から国民党の承認を撤回すれば外交特権を認めると伝えられた。暗号情報の送受信については、いったん受信のみ認められたものの、9日には受信も不可とされた<sup>12)</sup>。

同じく、大使の帰国問題については、アメリカ大使の帰国予定が判明したことから、他国大使もできるだけ早く、政権樹立を待たず政治協商会議開催までも出国したいと望むようになっていた。カナダについては、6月13日日本省から南京大使館に、大使の帰国予定を問い合わせると同時に、ロニング一等書記官を代理大使とするなど大使館員の再配置を指示した<sup>13)</sup>。7月8日付の南京からの電報では、出国の手配に時間を要するため、大使は可及的速やかに訓令を出すようオタワに求めた。これを受けて7月18日付の省内メモで、大使の帰国問題について検討した上で、訓電が出された（*DCER, Vol.15, 1774-1775*）。

デイヴィス大使の帰国準備が最終段階に入っていた8月26日、非公式かつ個人の身分で大使とロニングは南京における中共の外交問題責任者の黄華（南京市軍事管理委員会外事处处长）と接触し、新政権樹立の時期の見通しと承認の手続きを照会した。黄華からは各国が友好と平等の基礎に立ち、新しい人民政府を承認することを歓迎す

る、同時に国民政府の承認を停止することなど、中共側の立場が伝えられるのと同時に、貿易についても希望が表明された。会談の詳細を述べた報告書簡を外務省が受け取ったのは10月17日のことであった（*DCER, Vol.15, 1777-1778*）。

### 2.3 英米との距離感の変化

ここまで見てきたように、カナダの対中政策は、英米との十分な協議を踏まえつつ、両国間でカナダの利益を確保するというものである。ところが、国民党による上海港封鎖問題<sup>14)</sup>に典型的にみられるように、事態が進行するにつれ英米の方針の相違が明らかとなり、カナダの立ち位置や英米との距離の取り方にも苦勞するようになった。

イギリスとの関係から見ていこう。南京・上海が陥落し、人民解放軍が南下したこの時期、イギリス政府にとっては香港防衛問題が喫緊の懸案となっていた。5月下旬作成の覚書で英連邦諸国にも協力を要請したが、サンローラン首相は、イギリスによる香港防衛をオランダによるインドネシア支配継続の試みになぞらえ、当初は批判的な姿勢を示してイギリス側をあわてさせた。その後カナダ側での再検討を経て、9月2日付の覚書では香港防衛に理解を示した（*DBPO, 394-396*）。

また、イギリス駐華大使が国民党による上海封鎖に関する8月14日付電報で「英連邦の利益とアメリカの利益は相反する」と述べたのに対し、8月26日、カナダの利益はむしろアメリカと相似するとしてカナダを含めた点に異論を申し立てている（*DCER, Vol.15, 1776*）。先の香港防衛の件とあわせて、カナダの対中政策が必ずしもイギリスのそれと常に一致するわけではないことが確認される。カナダの対英ナショナリズムの発露も取れるが、中国問題に関する英米の方針の相違がますます鮮明となり、神経質になっていたことの現れでもあろう。

一方、カナダとアメリカとの関係もかみ合わなかった。アメリカは6月末、パリ外相理事会でべ

12) Telegram 112, Davis (Nanking) to SSEA, June 9, 1949, DEA 50055-B-40-1, LAC.

13) 18日の返電では、大使の帰国は早くとも8月になる見込みを示し、英米の大使の帰国より先に帰国すべきでない意見具申した。Telegram 116, Davis (Nanking) to SSEA, June 18, 1949, DEA 50055-B-40-1, LAC.

14) 国民政府支援から理解を示すアメリカと通商・通航の自由の観点から反対するイギリスが対立した。

ルリン危機をめぐる問題が一段落するまで極東問題に向き合う余裕は無かった。ひとたび国務省が極東問題の再検討に重点を移すと、カナダに対しても一度は意見交換を求めているが、中国白書の出版へ走り出したために実現しなかった<sup>15)</sup>。

7月から8月にかけて、デイヴィス大使はアメリカの対中政策と国民政府を批判する報告を南京から送り続けた。アメリカと中国共産党の関係について考察した7月26日付書簡報告では、両者の関係が悪循環に陥っていることを指摘している。続く8月1日付の外相宛書簡では共産党による統治と国民党による統治を比較し、前者については全体主義的体制、官僚主義と末端の無責任などの問題点を指摘しているが、蒋介石と国民党に対する軽蔑を隠そうとしていない<sup>16)</sup>。

8月15日付電報のなかで明らかにされた見解によると、大使は、アメリカと異なり、中国がソ連に支配されるともコントロールされるとも見なしていなかった。中国が長期的に共産主義国家になることは考えられないとも述べている (*DCER, Vol.15, 1775*)。さらに8月27日付電報で大使は、「愚の骨頂 (most unwise)」と強い表現でアメリカの対中政策をあらためて批判し、苛立ちを露わにした<sup>17)</sup>。

こうして中国問題について英米の不一致が顕在化していたほか、国際的問題が山積していたことから、ワシントンで英米外相協議が9月前半に行われることが7月下旬に取り決められ、カナダ政府も同協議に招聘された。

同協議が近づいた8月末、イギリスは閣議での了承後、ワシントン協議の前にコモンウェルス諸国や友好国に中国問題に関するイギリスの方針を説明し、理解を得ようとした。ロンドンではオタワ

のイギリス高等弁務官に対し、ワシントン協議に間に合うように可及的速やかにカナダ政府の反応を報告することを求めた。しかし、カナダ側ではピアソン外相はワシントン協議に向けて出発するところであり、レイバーデーの休日(5日)のため他の閣僚も不在で、外務省内でメンジース・アメリカ極東局長から聞き取りを行うのがやっとであった<sup>18)</sup>。

この聞き取りによると、カナダ政府は中国問題では英米に先行してほしいと望んでいる。それはカナダの利害関係が「75万ドルの借款と多数の宣教師の存在」を除けば小さいからであり、この点ではアメリカと事情が似ているが、中国問題への方針はイギリスの現実主義寄りであり、アメリカのように感情的でない。また、内閣は承認問題をまだ検討しておらず、デイヴィス大使の帰国までは考慮を延期したいと望んできたと明らかにした。その大使はアメリカが手配する9月24日発のゴードン号で中国を離れ、10月半ばにオタワに到着する予定であると付け加えた。

この聞き取りを反映するように、ワシントンで行われた中国問題に関する9月6日の事務レベル協議と13日の閣僚レベル協議にカナダは参加していない。あるいは、英米の見解の隔たりが大きく、間に立たされるのを避けてあえて距離を置いたとも考えられる。

カナダ側はアメリカの対中輸出統制に神経をとがらせていた。アメリカの対中政策について、ワシントンに到着したメンジース局長が意見交換のため9月9日にバターワース局長と面会したが、バターワースはアメリカの政策の合理性を説くばかりで、「カナダの見解には一切興味を示さなかった」<sup>19)</sup>。

15) Telegram WA-1959, Hume-Wrong (Washington D.C.) to SSEA, July 20, 1949, DEA 50055-40-7, LAC.

16) Despatch 120, Davis (Nanking) to SSEA, July 26, 1949, DEA 4457-70, LAC. Letter, Davis (Nanking) to SSEA, August 1, 1949, DEA 50055-40-8, LAC.

17) Telegram 137, Davis (Nanking) to SSEA, August 27, 1949, DEA 50055-40-8, LAC. 経済的手段で圧力を加えようとするアメリカへの反感からインド大使も反米的になっていると言及している。

18) Telegram, From CRO to U. K. High Commissioner in Canada, September 1, 1949 and Telegram; From U.K. High Commissioner in Canada to CRO, September 2, 1949, FO371/75814/F13271, TNA. カナダ側は3日ワシントンの大使館に打電している。Telegram EX-2168, From SSEA to Washington D.C., September 3, 1949, DEA 50055-40-8, LAC.

19) Memorandum, September 14, 1949, DEA 50055-40-8, LAC.

結局のところ、ワシントン協議では英米の対中政策は一致を見ず、カナダ政府としても模索を継続することとなったのであった。

### 3. 中華人民共和国成立後の模索

中華人民共和国成立後 11 月中旬の閣議で原則承認の方針が決定されるまでの過程、原則承認の決定後、1950 年初頭の英連邦諸国の承認およびコロombo会議直前までの過程、の 2 つの時期に区分する。

#### 3.1 中国承認方針の策定

10 月 1 日、中華人民共和国の成立が宣言されると、3 日午後、南京の軍事管制委員会外事処は北京に領事館を持たない国の公館長を集め、黄華処長は中国語で声明を読み上げた。その場に中国語通訳はおらず、ロニングが通訳を務めたことが知られている。

10 月 5 日ヒーニー外務次官から国連総会出席のためニューヨークに滞在中のピアソン外相に、イギリスの同 5 日付の「中央人民政府」に言及した書簡（事実上の承認となる）の文面と、アメリカは回答しない方針とのメモが送られた。カナダ政府としての方針を検討する間にも戦況は速やかに動き、10 月 14 日に広州が陥落し、国民政府は重慶へと再移転した。

10 月 21 日、外務省はロニング代理大使に対して口頭で中国政府の呼びかけに対するカナダ政府の返答を伝達するよう訓令した。すでにデイヴィス大使はアメリカが差し向けたゴードン号で出国し、サンフランシスコを経由して、オタワには 10 月 24 日に到着した。帰国途上の大使がサンフランシスコで現地紙記者のインタビューに答えて、カナダは共産中国とビジネスを行うことができると述べたことで注目された。この発言後も、大使は各地で同様のインタビューを受けたが、中国がカナダとのビジネスを欲していると、トーンダウンした<sup>20</sup>。大使は 11 月 2 日に提出したメモ

で、中国共産党との無条件での速やかな国交樹立をあらためて提言した<sup>21</sup>。

ピアソン外相は 10 月 25 日に下院で外交問題に関する質疑応答の中で、中国問題に言及した。ピアソンはまだ大使から報告を受けていないと断りつつ、ソ連から独立していることが判明するまで中国に承認を与えない旨述べた。中国承認の条件としては、(1) 独立、(2) 全国支配の二つを提示したが、二つの条件が満たされても承認が自動的に続くとは限らないと予防線を張った<sup>22</sup>。

この 25 日にはインドからアメリカ・カナダ歴訪中のネルー、バジパイ、サンローラン、ピアソンの四者が 2 時間にわたり会談し、さまざまな国際問題について意見交換を行った。中国問題については、現状の中華人民共和国の建国を事実として認めるべきであること、共産党は中国全土を支配下に収めるであろう、という認識で一致した（*DCER, Vol.15, 1441-1444*）。

10 月 21 日の本省の訓令を受けてロニング代理大使は 26 日に黄華に面会し、中国政府による関係樹立の呼びかけに対するカナダ政府の返答を口頭で伝達した。この時点では、中国側は 25 日のピアソン外相の議会答弁を把握していたが、ロニングはまだ情報を入手しておらず、外相の議会答弁を伝えたのは 30 日のことであった。11 月 4 日付（11 月 8 日着）電報でロニングからは、中国の外事処は、承認を乞うことはしないが、承認の条件を協議したいという意味を申し寄越したと報告したうえで、承認から得られる便益は承認に要した時間と「反比例して逡減する」と強調した。ロニングはその後もこの見解を保持していくこととなった<sup>23</sup>。

すでに事実上の承認を行っていたイギリスからは、11 月 9 日にロンドンでイギリス外相と各国の在英高等弁務官との協議が予定されていたことから、法律上の承認が望ましいとするイギリスの覚書が 10 月 29 日に関係諸国に配布された（開催は 15 日にずれこんだ）。ついで、可及的速やかに

20) 本省の注意があったものと考えられる。次を参照のこと。DECR Vol.15, p.1785-1786.

21) Memorandum to SSEA, November 2, 1949, DEA 50055-B-40-2, LAC.

22) Hansard, House of Commons Debates, 21st Parliament, 1st Sesssion, Vol.2, p.1109.

23) Telegram 173, Ronning (Nanking) to SSEA, November 4, 1949, DEA 50055-B-40-2, LAC.

中華人民共和国に法律上の承認を付与すべきとするシンガポール会議（11月2日～4日）の内容がオタワにも7日に伝えられた<sup>24)</sup>。

カナダ外務省も在英高等弁務官協議に向けて準備を進め、11月4日付「共産主義中国に対する政策（Policy towards Communist China）」と題する覚書をまとめた。ピアソン外相、首相をはじめ、各方面に配布回覧された重要文書である。同文書は次の5節から構成されている（*DCER, Vol.15, 1789-1799*）<sup>25)</sup>。

- (1) 中国における共産党の権力獲得の意義
- (2) 共産主義中国に対する西側の政策－代替策
- (3) 政策の傾向－諸外国
- (4) 取るべき予防措置
- (5) カナダの利益

各節を概観しておこう。

「1 中国における共産党の権力獲得の意義」では、中国、東南アジア、西側、ソ連の各地域に対する影響を概観したうえで、中国は仮想敵国と見なすべきであるとしている。

「2 共産主義中国に対する西側の政策－代替策」では、共産党政権が中国を掌握する可能性、ソ連のシステムに中国が緊密に統合されることを中国共産党が許容する可能性の二点について、賛否両論を併記して検討した。前者については、共産党政権が中国を掌握できたにせよ、相当の期間、非共産主義者の協力に依存させられると判断した。後者については、中ソ関係について現時点では評価不可能と述べるにとどまった。

「3 諸外国の政策の傾向」として、英国、アメリカ、インドの三カ国を取り上げている。イギリスは商業的利益から、アメリカは戦略的観点から判断しており、インドは承認により中国が衛星国家ではなくナショナリズムの線に沿って発展する機会を高めることを期待していると見なした。論点としては、承認の予定の有無、広州への代理大使の派遣、国連総会における国民政府によるソ連の

中ソ条約違反問題提訴への対応を確認した。

「4 取るべき予防措置」では国内における対策と国外における対策に二分したうえで、前者については中国系住民の監視、後者については東南アジアにおける対抗策にも言及した。

「5 カナダの利益」としては、カナダが中国において広範な利益をもたない以上、イニシャティブを取るべきではなく、インドとイギリスより前に承認すべきではない、とした。

以上を主旨とする覚書作成に続き、11月15日、外相オフィスで翌日の閣議に向けた会議が開かれ、イギリスとインドが承認するまでは承認しないこと、また国連総会が閉会するまでは承認しないことなど、中国承認問題に関する立場が取りまとめられた。16日の閣議では、11月4日付覚書に最新情勢を加えた閣議用のペーパーに基づき討議した結果、原則承認の方針が決定された（*DCER, Vol.15, 1802*）。ただし、あくまでも方針のみであり、タイミングは追って決定すると先送りされた。同じ16日、下院議会でピアソン外相は、カナダの外交政策について包括的に説明するなかで再び中国問題にも触れ、「中国承認は共産主義への賛同ではない」と述べた<sup>26)</sup>。

こうしてカナダ政府としての方針が定まっていたのと並行して、イギリスおよび英連邦諸国、アメリカに対して、それぞれ説明を行い、理解を得ようとした。アメリカに対しては11月14日、ワシントンで國務省中国課に対し説明を行ったが、國務省側は無条件承認の方針に驚きを示した。イギリスおよび英連邦に対しては15日にロンドンで開催された英連邦高等弁務官会議で11月4日付覚書に基づきカナダ政府の方針が説明された。カナダ高等弁務官は、イギリスが早期承認した場合の国民政府支配下にある約250名のカナダ人に与える影響に配慮するよう求めた<sup>27)</sup>。

11月下旬から12月上旬にかけて、アメリカとの関係において問題となったのがウォード事件で

24) Telegram, CRO to U. K. High Commissioner in Canada, October 29, 1949, FO371/75819/F16452, TNA. Telegram, CRO to U. K. High Commissioner in Canada, November 5, 1949, FO371/75819/F16589, TNA.

25) 10月5日リード次官補がメンジース局長に文書作成を指示。初稿が取りまとめられたのは10月26日。

26) *Hansard, House of Commons Debates, 21st Parliament, 1st Sesssion, Vol.2, p.1839.*

27) Telegram 2208, Wilgress (London) to SSEA, November 16, 1949, DEA 50055-B-40-2, LAC.



ある。11月21日、アチソン国務長官からの依頼に応じ、12月8日午前、ロニングは南京で中国当局に口頭で申し入れを行った。また、カナダにとっても他人ごとではないとしてアチソンにピアソンからメッセージを送付した<sup>28)</sup>。

カナダがメルクマールの一つとしていたインドからは、訪米を終えたネルーが帰国した後の11月21日に、国連総会の終了後クリスマスまでの間、すなわち12月15日から25日までの間に中国を承認する予定との通知を受けた。これに対し、12月2日に、カナダ政府はコロombo会議の後に検討する予定と返答した<sup>29)</sup>。

イギリスからは、12月16日にアトリー首相からサンローラン首相に、50年1月2日に中国に対して法律上の承認を与える予定という私信が送付された（承認日程はその後6日に延期された）。イギリス側のカナダ政府の方針の照会に対し、12月23日付サンローラン首相名義で、コロombo会議の後に検討すると返電した<sup>30)</sup>。

コロombo会議への出張直前の12月31日、ピアソン外相は電報でロニングに対し、具体的な日程はコロombo会議の後に決定するものの、これ以上中国承認問題を先送りしないことを通知した<sup>31)</sup>。

#### 4. コロombo会議と会議後の試み

1950年1月9日～13日に開催されたコロomboにおける英連邦外相会議では、中国問題についても取り上げられ11日に討議された。すでに12月30日インド、1月4日パキスタン、1月6日イギリス（セイロン）と英連邦諸国の承認が続いてい

た。イギリス側の記録では、ピアソン外相はイギリスがコロombo会議より前に中国を承認した件について、十分に情報共有されていたことに満足しているとしつつも、カナダ議会で英連邦諸国による中国承認問題はコロombo会議で検討すると答弁したため気まずい思いをした、と述べている<sup>32)</sup>。

#### 4.1 コロombo会議直後の試み

ピアソンはコロombo会議を終えて、アジア各地を歴訪（香港、東京滞在は1月30日～2月3日）した後、2月初旬に帰国した。会議でベヴィン、ネルーから強く影響を受けたピアソンは、帰国途上から承認に向けて改めて前進を始めた。1月24日付電報で、ピアソンはニューデリーからサンローラン首相に対して、カナダが最後に中国を承認することにならないようにすべきであると進言した<sup>33)</sup>。危機感を覚えた中華民国側は、大使を通じて中国承認問題に関して申し入れを行った<sup>34)</sup>。

アメリカとの関係においては微妙なかじ取りが求められた。1月中旬の在華米兵舎接収により、アメリカの対中世論が硬化したからである。1月下旬から2月上旬にかけての時期の駐米大使ヒュームロングからの報告は、中国承認はアメリカ国内では「終わった話（dead issue）」と指摘した。アメリカから圧力を受けている印象は避けたいとしつつも、慎重な対応を求めた。

まず1月26日付電報では、国務省中国課のサブラウス課長が国務省を公式に代表して、カナダが承認の日程を最終決定していないのであれば、イギリスやインドなどの交渉の進展を見届けるま

28) 12月5日付の訓電が届いたのは7日夜のことであった。Telegram 186, Ronning (Nanking) to SSEA, December 8, 1949, DEA 4457-40 Pt 2, LAC.

29) Telegram, Foreign (New Delhi) to High Commissioner (Ottawa), November 21, 1949, DEA 50055-B-40-2, LAC; Memo, December 2, 1949, DEA 50055-B-40-3, LAC.

30) Letter, High Commissioner of United Kingdom (Ottawa) to Prime Minister, December 17, 1949; Telegram 2488, SSEA to Wilgress (London), December 24, 1949, DEA 50055-B-40-3, LAC.

31) Telegram 188, SSEA to Ronning (Nanking), December 31, 1949, DEA 50055-B-40-3, LAC.

32) Telegram, From Colombo to FO, FO371/83281/FC 1022/81, TNA. ただし、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカは承認に反対であった。

33) Telegram 22, Pearson (New Delhi) to Prime Minister, January 24, 1950, DEA 50055-B-40-4, LAC. なお、ロニングは回顧録で、中国の承認についてピアソンは香港で南京のロニングに電話で訓令を与えようとしたが、不通のため実現しなかった。また当時、最速で1月末の発表を予定していたと述べている (p.172-173) が、外務省文書からは確認できない。

34) Memorandum for the Minister, February 8, 1950. DEA 50055-B-40-4, LAC.

で決定を遅らせることの可否を検討されたいと提案を受けたことを報告した。返電の草案に、次官の書き込みで、外相の帰国まで、そして2月中旬の閣議までは承認はしそうにないとの見通しが記された<sup>35)</sup>。

続く2月4日付の報告および次官宛書簡で、駐米大使は3月下旬までは中国承認を遅らせるよう意見具申した。その一因は国務省の提案を受け入れ、英印などの交渉が完了するまで待つべきであるとの判断である。また、中国承認を発表する国が相次いだことから、この時点で、日本の占領管理に関する最高政策決定機関である極東委員会の存在が急浮上したことに注意を喚起した。これから二カ国が新たに中国を承認すれば、多数決制の極東委員会における中国非承認国と承認国のバランスが6対7に逆転することから、中国承認が予想される国に対するアメリカの目が厳しくなることが見込まれたのである。

報告の結論として大使は、カナダが近日中に承認しても国務省は驚かず、国務省からも承認を制止するような動きは無く、公的関係にあまり影響がないと見通しつつも、議会と新聞の一部が気づけば悪影響があるだろうと懸念を示した (*DCER, Vol.16, 1775-78*)<sup>36)</sup>。

こうした制約要因はあったものの、ピアソンの意思を受けてオタワ本省は、まず閣議に向けた用意を進めた。2月22日の下院議会での答弁で、ピアソン外相はコロンボ会議についての報告の中で中国承認問題にも触れて、鋭意検討中と発言した<sup>37)</sup>。2月23日の閣議では、3月13日ないし20日の週に承認を与えることを決定することを提案した。ところが、アボット蔵相が国民党への借款の回収の努力を求めたこともあり、サンローラン

首相はC・D・ハウ貿易通商相とクラックストン国防相が欠席したことを理由に承認決定を先送りにした (*DCER, Vol.16, 1783-84*)。

外務省は、3月半ば以降に承認することを前提に、3月2日に英連邦の未承認諸国に、3月13日には友好国の方針を照会するよう関係在外公館に訓電した<sup>38)</sup>。しかし、3月10日の閣議では、「西半球で最初の中国承認国となる」のはいかがなものかと首相が再び慎重論を述べ、国連外交に影響が及ばない現状では様子見が望ましいと結論付けた (*DCER, Vol.16, 1784-1785*)。

カナダ政府が慎重になった理由のひとつが、先行して承認した英印と中国との北京での国交樹立交渉が長引き、合意の見通しが立たなかったことであった。この点を解決するため、3月10日付カナダ外務省からイギリス外務省に対し、交渉加速の一助として、中国に諸外国が注視していることを示唆するように提案している。しかし、イギリス側からは、圧力はむしろ逆効果となりえるし、また中国は言われずともすでに理解しているであろうと冷淡な反応を示すにとどまった<sup>39)</sup>。

カナダ外務省も3月末に中国に承認を与えることを検討していたが、結局、3月27日、オランダに先を越された。このため、極東委員会における中国非承認国と承認国のバランスが7対6となり、カナダが承認すれば、最後にバランスを6対7に逆転させる国となることから、カナダとしては躊躇せざるを得なくなったのであった。

#### 4.2 カナダ独自の対中アプローチの試み

こうして中国承認が難度を高めていたなかでも、この頃、カナダ外務省は独自の対中アプローチを試みていた。4月中旬には、国交樹立交渉を

35) Telegram WA-190, Hume-Wrong (Washington D.C.) to SSEA, January 26, 1950; Telegram EX-164, SSEA to Hume-Wong (Washington D.C.), January 27, 1950, DEA 50055-B-40-4, LAC.

36) 「赤狩り」の端緒となったマッカーシー米上院議員による「国務省に勤務する共産党員のリスト」の発表は1950年2月9日のことである。

37) *Hansard, House of Commons Debates, 21st Parliament, 2nd Sesssion, Vol.1*, p.133.

38) Telegram, from SSEA, March 2, 1950; Telegram, from SSEA, March 13, 1950, DEA 50055-B-40-4, LAC. 前者はオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、後者はベルギー、アルゼンチン、メキシコ、イタリア、ブラジル、チリ政府に送られた。

39) Telegram 322, SSEA to Canadian High Commissioner in London, March 10, 1950, DEA 50055-B-40-4, LAC; Telegram 536, Canadian High Commissioner in London to SSEA, March 18, 1950, DEA 50055-B-40-5, LAC.

先行させ、交渉が妥結した時点で承認を発表するという、英印など他国政府がぶつかった障害を克服するためのアイデアが省内から出されたのである。この案は、4月末にロニングに確認を取り、5月4日の閣議での了承を経て、実行に移された（*DCER, Vol.16, 1788-1791*）。

5月13日、カナダ外務省はロニングに南京軍事管制委員会外事処に口頭で、ロニングが北京に移動し、国交樹立交渉を行い、協議達成後国交樹立を発表する方針を通告するよう訓令した。ロニングは早速15、16日に非公式に接触し、4月27日、5月13日の訓令に基づく異なるアプローチについて説明した<sup>40)</sup>。中国側からは前向きな反応を得たものの、公式の承認声明を要求した。5月23日、外事処副処長がカナダ側に誠意を示すことを求める旨の非公式の回答文書を手交した。ただし、誠意の示し方について同副処長は具体的に説明できなかった。同日付の報告電で、ロニングは口頭の声明発表で条件を満たすとの解釈を本省に具申した<sup>41)</sup>。

5月29日、外相は交渉前進へのゴーサインを出し、閣議での了解を得るために省内で作業が進められた。6月14日および21日の閣議で中国と交渉に入ることの是非が検討された。しかし、14日の閣議では現状報告の聴取にとどまった。21日の閣議ではガーディナー農相は国内の反応に配慮し、不可避になるまでは承認しないよう求めた。首相も交渉が成功裏に終わった場合、その時点で西洋諸国の大多数が承認を与えているか否かにかかわらず承認を与えることになると消極的意見を述べた（*DCER, Vol.16, 1792-1795*）。

この間、ロニングに訓令が出されることが無かったため、6月16日付の電報でロニングは、1ヶ月経っても次の指示が得られず、中国側から照会

を受けて恥ずかしい思いをしたとこぼしつつ、訓令を要請した<sup>42)</sup>。この頃、警察が大使館の敷地に侵入するようになり、ロニングは当局から圧力がかかるようになったと受け止め、危機感を高めていた<sup>43)</sup>。

閣議では先送りが続けられたものの外務省は承認への努力を続け、ロニングが求めたように、口頭での声明が6月23日に準備された。電報は外相の決裁を得ており、翌週の閣議で検討する予定であったが、25日（日曜日）に朝鮮戦争が勃発したため送付されることはなかった<sup>44)</sup>。

7月3日付の次官から主管局長へのメモでは、朝鮮半島情勢から承認問題は無期延期となったことが確認された。ピアソン外相は当初ロニングの召還を検討したが4日付の次官から6つの反対理由を挙げたメモを受けて、意見をくつがえした（*DCER, Vol.16, 1795-1797*）。5日の閣議ではロニングを今しばらく現地にとどめることが決定された。閣議の翌日の6日に、南京と上海に対しても（1）朝鮮半島における目下の危機が終わる、（2）朝鮮に関する中国の態度が明確になる（3）承認に関してイギリスが表明した見解に対する北京の反応が確認される、のいずれかまでは承認問題に関して暫時停止が指示された<sup>45)</sup>。

その後、カナダ政府も国連軍に陸上部隊を派遣したことから、中国側の志願軍の参戦後は中国との接近は政治的に不可能となった。承認問題も再び真剣に検討されることはなくなった。1951年1月24日、カナダ政府は中国での公館の維持を断念し、ロニングに大使館の閉鎖を命じた（*Ronning, 152*）。2月1日、カナダ政府が中国を侵略者と非難する決議に賛成票を投じると、中国側は態度を硬化させ、ロニングに対する圧力が高まった<sup>46)</sup>。2月26日、南京の大使館はついに閉鎖さ

40) Telegram 54, Ronning (Nanking) to SSEA, June 16, 1950, DEA 50055-40-7, LAC.

41) Telegram 44, Ronning (Nanking) to SSEA, May 23, 1950, DEA 50055-40-B-5, LAC.

42) Telegram 54, Ronning (Nanking) to SSEA, June 16, 1950, DEA 50055-40-7, LAC.

43) Telegram 51, Ronning (Nanking) to SSEA, June 13, 1950, DEA 50055-40-B-6, LAC.

44) Memorandum for the Minister, June 23, 1950, DEA 50055-40-B-6, LAC.

45) Memorandum from Heeney to Menzies, July 3, 1950; Telegram, SSEA to Ronning (Nanking) and Patterson (Shanghai), July 6, 1950, DEA 50055-40-B-6, LAC.

46) ロニングの出国に際しても荷物と身体に対する検査が長時間行われた。この経験への憤りは20年経っても収まらなかったのか、回顧録に1章を当てて詳述されている。

れた。残る上海の総領事館についても安全が懸念されたが、翌52年1月に閉鎖された。なお残留するカナダ国民とその利益の保護はイギリスに委ねられた<sup>47)</sup>。他方で、中国との国交樹立の方針は放棄されたわけではなく、交渉再開の余地を残すためにも、カナダ政府は台北に大使を派遣せず、国民政府とは一線を画したのであった (Holmes, 191)。

## 5. おわりに

以上の1949年から50年にかけてのカナダの対中承認外交の過程の分析から、少なくとも次の知見が得られよう。

当時のカナダ外交は、南の巨大なアメリカ合衆国と伝統的に緊密な関係にあるイギリスの動向に配慮せざるを得ない立場にありつつも、主体的な外交を追求していた。英米の方針が合致した場合にはカナダ外交の選択の余地は相当狭まるが、中国承認問題は英米の見解が一致せず、カナダに選択の幅が広まった事例と理解できる。

カナダの中国との関係は経済的利害関係がさほど大きくないという点ではアメリカと類似していたが、中国情勢に対して現実的な対応を志向する点ではイギリスと一致していた。また、アジアの大国として、インドの動向にも注意を払っていた。

イギリス側には英加を一体視する傾向があったものの、カナダの立場にも十分理解を示し、中国承認問題について圧力をかけることまではしなかった。アメリカ政府は中華人民共和国に対して不承認政策を取り、國務省はカナダを含む友好国にも同様の対応を要請したが、50年初頭までは必ずしも一貫して圧力をかけていたわけではない。

したがって、少なくとも50年初頭まではカナダに主体的に決定する国際的環境が存在した。国内政治としても、サンローラン首相の前職はキン

グ自由党政権の外相であり、ピアソン外相の前職はサンローラン外相の次官という関係から、首相と外相、外務省の関係は極めて良好であった。また、カナダ外務省としても、中国承認を志向する外相の意を汲み、質の高いポジションペーパーをタイムリーに用意し、十分に機能していたと評価できる。1949年11月16日の時点で中国を承認する方針が原則的に決定されたことは、カナダの対中政策をめぐる内外の歯車がかみ合っていたことを示すと言えよう。

しかし、カナダにとっては、メルクマールとしていたイギリスとインドがコロombo会議で討議される前に中国を承認したことは計算違いであった。さらにピアソン外相がアジア歴訪中の50年前半には米中関係の悪化と並行して極東委員会、国連代表権などの諸問題が浮上するなど、帰国するまでに国際環境が大きく変化した。これを受けて承認のタイミングをめぐる首相と外相の見解も乖離した。

要するに、英米の方針が合致しなかったことからカナダ外交の選択の幅が広まり、最終的に首相の判断に委ねられた。利害関係の少ない中国問題で政治的外交的に躓きたくない首相としては、内外の様々な要素に注意を払わざるを得ず、より広い政治的観点からリスク回避を優先させた<sup>48)</sup>。このことは、やや皮肉なことに、その後ピアソンが首相に就任した際に再現されることとなる。

## 引用・参考文献

- S. R. Ashton and G. Bennett & K. A. Hamilton eds., *Documents on British Policy Overseas, Series I, Volume VIII, Britain and China, 1945-1950* (London: H. M. S. O, 2002) (DBPO).
- Hector Mackenzie, *Documents on Canadian external relations (DCER)* Vol.14 and Vol.15.
- Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1949, Vol.9.

47) 次のファイル所収文書も参照のこと。FO371/92383, TNA. ロニングは3月5日付で香港からイギリス経由でオタワに連絡している。総領事夫妻が出国したのは52年1月16日。なお約150人が上海に残留していた。Meehan, *op.cit.*, p.177.

48) 承認が実現していたとしても、イギリスが1950年初の承認後54年になってようやく国交樹立したように、対中関係がもつれて外交的失点となっていた可能性も十分あったのであって、サンローラン首相の判断が間違っていたとは言えないだろう。

- Brian L. Evans, *The Remarkable Chester Ronning: Proud Son of China* (Edmonton: University of Alberta Press, 2013).
- Paul M. Evans and B. Michael Floric eds., *Reluctant Adversaries: Canada and the People's Republic of China, 1949-1970* (Toronto: University of Toronto Press, 1991).
- John Hilliker, *Canada's Department of External Affairs, Volume 1: The Early Years, 1909-1946* (Montreal: McGill-Queen's University Press, 1995).
- John Hilliker and Donald Barry, *Canada's Department of External Affairs, Volume II: Coming of Age, 1946-1968* (Montreal: McGill-Queen's University Press, 1995).
- John W. Holmes, *The shaping of peace: Canada and the search for world order, 1943-1957, Volume 2* (Toronto: University of Toronto Press, 1982).
- John D. Meehan, *Chasing the Dragon in Shanghai: Canada's Early Relations with China, 1858-1952* (Vancouver: UBC Press, 2011).
- Geoffrey A. H. Pearson, *Seize the Day: Lester B. Pearson and crisis diplomacy* (Ottawa, Ontario: Carleton University Press, 1993).
- Chester Ronning, *A Memoir of China in Revolution* (Pantheon, 1974).
- Larry N. Shyu, Diplomatic relations through wartime alliance: the Republic of China's relations with Canada, *Journal of Modern Chinese History*, Vol.2. 2008, Issue 2.
- 李瑞居「加拿大承認新中国問題探析」『歴史教学』2016年第22期。
- 劉広太「新中国成立前後の加拿大対華関係」『世界歴史』1997年第6期。
- 潘興明「加拿大承認新中国の問題」『浙江学刊』2009年第1期。
- 小川浩之『英連邦』（中央公論新社、2012）。
- 櫻田大造『カナダ・アメリカ関係史』（明石書店、2006）。
- ジョン・ミーハン著、田中俊弘・原口邦紘・足立研幾訳『日加関係史1929-1941』（彩流社、2008）。
- 本稿は JSPS 科研費 (JP17K03608) による研究成果の一部である。